

第6回 上田長野地域水道事業広域化協議会 次第



日時：令和7年(2025年)11月4日(火)
10:00~11:20
場所：千曲市役所 3階 301会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

- (1) 基本計画について
- (2) 協議の進め方等について
- (3) その他

4 閉会

第6回上田長野地域水道事業広域化協議会 出席者名簿

【出席者】

団体名	職	氏名（敬称略）	備考
長野市	市長	荻原 健司	会長
上田市	市長	土屋 陽一	副会長
千曲市	市長	小川 修一	
坂城町	町長	山村 弘	
長野県	公営企業管理者	吉沢 正	



1 基本計画とは

上田長野地域において、水道事業の統合を行う場合の業務運営、組織体制、財政運営などに関する基本的方針などをまとめたもので、協議会において、今後、更なる協議検討を進める上で指針とするもの。

2 協議会における検討経過

- 第2回協議会（R 6. 7. 30）… 策定および策定手順について協議
- 第3回協議会（R 6.10.16）… 素案の協議
- 第4回協議会（R 7. 2. 1）… 素案に対する住民意見等の報告
- 第5回協議会（R 7. 7. 14）… 素案に住民説明会や意見募集などで寄せられた意見等を反映、基本計画（案）として決定
 - ・ 利便性を考慮した「多様な収納方法」への修正
 - ・ 地域事業者の受注機会の確保を考慮した項目の新設 など

3 基本計画（案）の修正

次の箇所について、表記を統一するために所要の修正を行う。

旧	新
5 その他の基本方針 > 5.1 下水道事業	
(2)下水道事業との共通業務の一部（検針、料金徴収、給排水設備、窓口サービス等）は、3市の <u>上水道</u> 事業と下水道事業が一体組織であったことを踏まえ、一元的に委託を受ける。	(2)下水道事業との共通業務の一部（検針、料金徴収、給排水設備、窓口サービス等）は、3市の <u>水道</u> 事業と下水道事業が一体組織であったことを踏まえ、一元的に委託を受ける。

上田長野地域水道事業広域化基本計画の合意について（案）

上田長野地域水道事業広域化協議会（以下「協議会」という。）を構成する長野県、長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「構成団体」という。）は、上田長野地域水道事業広域化基本計画（以下「基本計画」という。）について、次のとおり合意する。

（基本計画の趣旨）

第1 基本計画は、上田長野地域において水道事業の統合を行う場合の業務運営、組織体制、財政運営等に関する基本方針等をまとめたもので、協議会において、今後、更なる協議検討を進める上で指針とするものとする。

（基本計画）

第2 基本計画は、別添のとおりとする。

（基本計画合意後の協議検討）

第3 協議会は、基本計画合意後、業務運営、組織体制、財政運営等に関する具体的な事業内容等を定める事業計画（案）の作成に取り組むとともに、引き続き、企業団のあり方、地域全体にとっての最適な施設整備計画及び構成団体ごとの財源負担の重要協議事項について、優先的に協議検討する。

2 協議会は、重要協議事項及び事業計画（案）の検討内容を構成団体の住民や議会に示し、意見聴取等に取り組みながら協議検討を進めるものとする。

(協議検討に当たっての構成団体の意見)

第4 協議会は、第3の協議検討について、次に掲げる意見等を尊重するものとする。

(1) 令和7年6月13日 上田市上下水道審議会答申

「上田市水道事業の今後のあり方について」 (別添1)

(2) 令和7年9月30日 令和7年9月長野市議会定例会

「令和7年9月定例会 水道事業広域化調査研究特別委員会委員長報告」
(別添2)

令和7年11月4日

上田長野地域水道事業広域化協議会

上田長野地域水道事業広域化基本計画（案）

令和7年11月4日

上田長野地域水道事業広域化協議会

目次

1	業務運営の基本方針	1
1.1	総務・経理・営業関係	
1.2	運転・管理関係	
1.3	施設整備関係	
1.4	危機管理	
1.5	官民連携	
2	組織体制・職員の基本方針	2
2.1	組織体制	
2.2	職員	
3	財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針	3
3.1	財政運営	
3.2	水道料金	
3.3	一般会計繰出金	
4	広域化の時期・近隣水道事業体との広域連携の基本方針	4
4.1	広域化の時期	
4.2	近隣水道事業体との広域連携	
5	その他の基本方針	4
5.1	下水道事業	
5.2	第三者との協定等	

1 業務運営の基本方針

1.1 総務・経理・営業関係

- (1) 長野県、長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「構成団体」という。）で構成する一部事務組合（以下「企業団」という。）を設立し、長野市、上田市、千曲市及び坂城町の行政区域において長野県、長野市、上田市及び千曲市が取得している水道法の事業認可を廃止して事業統合を行い、将来にわたって民営化によらず企業団により事業を運営していく。
- (2) 総務、人事、経理等の企業団の管理運営業務や広報関係業務は、本部で集中して行うことにより、業務の効率化を図る。
- (3) 企業団設立当初における業務の円滑な移行及び運営の安定化を図るため、企業団設立前の各水道事業体の事務所等に現地事務所を設置する。一定期間経過後、水道サービスの維持・向上に十分配慮した上で、最適な現地事務所のあり方を検討する。
- (4) 事業開始当初は、料金収納や各種届出について事業統合前の各受付窓口を継続しサービスの向上に努める。
- (5) 料金や手数料等の納付における利便性向上のため、多様な収納方法を検討する。
- (6) 構成団体で利用している情報システム等は、水道利用者へのサービス向上や企業団の事業運営が効率化するよう優先度を定めて適切な時期に統合を進める。
- (7) 持続可能な事業運営やSDGsの達成のため、DXやGX等の積極的な推進及びAIの活用や水道事業に関する設備・機器情報や取扱うデータについて、横断的かつ柔軟に利活用する仕組みを検討する。
- (8) 地域住民の水道事業及び企業団への理解を深め、企業団運営に住民意見を反映させるため、積極的な広報広聴に努める。

1.2 運転・管理関係

- (1) 水道施設の維持管理や漏水修繕、給水施設の審査及び検査等の業務は、水道事業体ごとに基準や手法が異なるため、事業開始当初は各水道事業体の管轄範囲において実施し、日常業務の効率化を図るための業務体制を整備する。
- (2) 基幹浄水場等に集中監視体制を構築し、運転管理の効率化と監視体制の強化を図る。
- (3) 水質管理業務については、適切かつ迅速な検査を実現するため主要な浄水場ごとの系統的な管理ができる体制とする。

1.3 施設整備関係

- (1) 千曲川流域の高低差を利用した上流から下流への一体的、効率的な水運用を実現する。また、安定的な給水と非常時の対応能力強化のため、主要な浄水場を連絡管で接続し、バックアップ可能な水道システムを構築する。
- (2) 将来の人口減少等による有収水量の見通しを立て、施設の統廃合及び水道施設のダウンサイジングを行い、投資の抑制及び維持管理コストの削減を図る。
- (3) 水道施設の更新や耐震化については、老朽度や重要度を考慮した上で、基幹となる水道施設及び災害時避難所、病院等の重要施設への管路を優先的に進める。併せて、現状の耐震化率や経年化率には地域格差があることから、その是正に向けて整備を進める。

1.4 危機管理

- (1) 各水道事業者の危機管理マニュアルを統一するとともに、構成団体の地域防災計画とも整合した内容とする。併せて、非常時における構成団体との連絡調整や近隣市町村等との相互連携及び関係機関との協力体制を整備する。
- (2) 企業団設立後も公益社団法人日本水道協会及び長野県水道協議会の会員として、被災地への災害応援等の業務の中核的な役割を担っていく。
- (3) 事業継続計画（BCP_{※1}）を策定し、非常時における優先事項及び職員・関係者の役割を明確にする。
※1：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画
- (4) 非常時等に備え、資材保管庫を地域内の適切な場所に設置する。
- (5) 河川氾濫等による浸水の恐れがある施設は、雨水侵入対策や電気施設の浸水対策、連絡管等の整備を行い、災害に強い施設を構築する。
- (6) 水安全計画の整備と各種マニュアル等に基づく訓練を実施する。
- (7) 防犯対策として、バイオセンサー、侵入警報システム、定期巡視等により施設の安全管理を徹底する。
- (8) 大規模地震等による広域的な災害を想定し、燃料や緊急用資材等の調達ルートを確立するとともに、災害時初期対応のため、非常時の通信手段や非常用品をあらかじめ確保する。

1.5 官民連携

- (1) 水道施設の維持管理や検針・料金徴収業務など業務の一部について、民間に委託することにより技術や知識の活用と業務の効率化を図る。
- (2) 水道事業の円滑な業務運営のため、企業団設立後も引き続き地域事業者と災害時の対応をはじめとした業務の連携を図る。
- (3) 基幹管路や施設など大規模な施設整備は、DB方式（設計・施工を一括発注方式）等を含めた官民連携の導入について検討する。
- (4) 地域事業者の活性化を図り、災害時の円滑な対応や地域経済の健全な発展に資するため、公正性、競争性等を確保した適正な入札制度の下、地域事業者に係る受注等の機会の確保について検討する。

2 組織体制・職員の基本方針

2.1 組織体制

- (1) 企業団の意思決定機関として、企業団議会を置く。
- (2) 執行機関として企業団の管理者である企業長を置き、補助職員として副企業長及びその他の職員を置く。
- (3) 企業団の財務や事務を監査するため、監査委員を置く。

- (4) 企業団の管理運営に関し、規約変更や予算・決算等の重要事項を協議するため、構成団体の代表者で構成する運営協議会を設置する。
- (5) 企業団の経営に関し、必要な事項を調査及び審議するための審議会の設置を検討する。

2.2 職員

- (1) 企業団設立当初においては、業務運営の安定化及び国の補助制度を活用した施設整備の推進を図るため、必要な人員を確保する必要がある。そのために構成団体は、企業団が統合前の構成団体における職員数を確保できるよう、当面の間は企業団への職員派遣又は本人の希望に基づく身分移管を行う。その後順次、企業団への本人の希望に基づく身分移管又は企業団による新規採用を進める。
- (2) 企業団は、最適な人員配置に努めるとともに、事業が確実に履行できる体制が構築され、業務運営が安定してきた段階で、業務の一層の共通化・効率化を図りながら適正規模を目指していく。
- (3) 水道事業に関する専門的な知識・技術を継承するため、長期的な視野をもって継続的な人材育成を行う。
- (4) 漏水調査等の水道管の維持管理に関する研修設備を設置し、技術職員の育成と技術継承を推進する。

3 財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針

3.1 財政運営

- (1) 独立採算の原則により、水道料金によって健全経営を維持していくことを基本とする。
- (2) 水需要の減少に伴い、給水収益が減少する中で、広域化による経営の効率化、水道施設の最適配置や規模の適正化を図り、経営基盤を強化する。
- (3) 企業団の事業開始時に会計を統一することを目標とする。
- (4) 水道施設の更新事業を計画的に実施するための財源を確実に確保するとともに、広域化に係る国庫補助制度を有効活用し、補助期限である令和 16 年度までは広域化に資する事業、運営基盤強化に資する事業を優先的に実施する。
- (5) 地域全体として効果の高い事業や脆弱箇所の強化に対して優先的に投資を行う。
- (6) 企業団は、各水道事業体の事業の用に供している資産及び負債を全て引き継ぐ。
- (7) 事業統合時点で、各水道事業体の内部留保資金、企業債残高等に格差がある場合でも、これを平均化することを目的とした一般会計等からの補填は行わない。
- (8) 企業団の経営基盤強化のため、一般会計出資金の活用を見込む。

3.2 水道料金

- (1) 水道料金の統一は、将来の物価変動等の状況を注視しながら定期的な検証を行う中で、早期実施を目標とする。なお、統一までは、各水道事業体の現行料金体系を維持することを基本とする。
- (2) 健全で持続可能な水道事業を運営するため、4年に一度の料金の見直しを原則とし、将来的な施設更新を確実に実施するため、資産維持費を考慮した総括原価方式による算定を行う。

3.3 一般会計繰出金

- (1) 国庫補助金を受けて広域化事業及び運営基盤強化等事業を実施する場合の財源措置として、一般会計出資金の負担方法をルール化する。
- (2) 構成団体が従前から負担している一般会計繰出金については、継続して繰り入れる。

4 広域化の時期・近隣水道事業体との広域連携の基本方針

4.1 広域化の時期

企業団の設立時期は、構成団体の全てにおいてこの基本計画が合意された後、2～3年を目途とし、構成団体は速やかな企業団の設立に向け協力する。

4.2 近隣水道事業体との広域連携

- (1) 企業団設立後は、周辺の水道事業体との事務の共同化など効果的な広域連携を検討し、当該連携地域にとって効果的かつ効率的な水道事業の運営に努める。
- (2) 企業団の事業開始後、企業団に所属しない近隣の水道事業体から新たに水道事業の統合等の希望や相談があった場合には、随時協議に応じるものとする。

5 その他の基本方針

5.1 下水道事業

- (1) 上下水道事業分離による地域の共通課題解決に向けて、将来における下水道事業広域化の有効性や上下一体での事業運営の研究について、企業団設立後も構成団体と引き続き協力、連携を図っていく。なお、下水道事業における課題解決には多くの時間を要することから、水道事業の広域化を優先とする。
- (2) 下水道事業との共通業務の一部（検針、料金徴収、給排水設備、窓口サービス等）は、3市の^上水道事業と下水道事業が一体組織であったことを踏まえ、一元的に委託を受ける。

5.2 第三者との協定等

水道水源等に関する第三者との協定について、構成団体は企業団への円滑な承継が可能となるよう地域の実情に応じた対応を検討する。

(別添 1)

答 申 書

令和 7 年 6 月 1 3 日

上田市上下水道審議会

上田市上下水道審議会委員 名簿

会	長	渡	辺	ゆ	かり
副	会	内	川	伸	生
委	員	荒	川	義	富
委	員	大	口	高	生
委	員	北	澤	俊	幸
委	員	久	保	美	智
委	員	小	林	裕	子
委	員	駒	村	千	春
委	員	櫻	井		讓
委	員	下	平	雅	伸
委	員	須	長	弘	二
委	員	塚	原	忠	一
委	員	橋	詰	真	由
委	員	藤	田	憲	治
委	員	藤	原	紀	美
委	員	布	施	教	子
委	員	堀	内	吉	孝
委	員	松	本	美	津
委	員	宮	尾	照	枝

(五十音順)

上田市水道事業の今後のあり方について

1 はじめに

本審議会は、令和5年11月29日に上田市長から上田市水道事業の今後のあり方について諮問を受け、12回にわたり審議を重ねてきた。上田市の水道事業を後世に引き継ぐために取り組むべき課題を整理したうえで、「現状」と「将来」という観点から慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

なお、上田市が現在検討を進めている上田・長野地域の水道事業広域化については、広域化に伴う事業や広域化後の水道事業の姿に対する懸念等から慎重な意見が多い一方、前向きな意見や判断が難しいといった意見もあり、将来にわたる重要な事案であることから、本審議会として意見の集約までには至らなかった。

市民説明会でも出されたように、市民の中にも様々な意見があることを十分考慮の上、判断されることを要望する。

2 答申内容

(1) 持続可能な水道事業の経営について

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴う水需要の減少が見込まれる一方で、老朽化する施設等の更新や頻発する自然災害への対応などに多額の費用が必要となるなど厳しさを増している。

そのような中で、水道行政の国土交通省への移管や上下水道事業の広域化・共同化、ウォーターPPPの推進など新たな動きも見られているが、水道事業の責務である安全な水道水の安定供給及び施設の強靱化が図られるよう、持続可能な水道事業経営に努められたい。

なお、民営化やコンセッションの導入については、災害時の対応や、自治体の専門的な監督能力の低下などが懸念され、公共性の軽視につながるおそれがあることから、将来にわたり水道事業が公営企業として事業運営されることを強く要望する。

(2) 人材育成の推進について

持続可能な水道事業経営には、経営形態（単独、広域化）に関わらず、人材の育成が不可欠であり、技術力の確保は重要な課題である。特に、現在の状況を考察すると、人事異動などにより専門性の高い人材育成が困難で、水道事業における運営力や技術力の低下が懸念されることから、技術力を維持、向上させる体制の整備が必要と考える。

また、若い世代の職員に対する効果的なスキルアップ研修や教育、他の事業体との交流に加え、採用も含め新たな育成策の導入も積極的に検討されたい。

(3) 水道施設等の耐震化・老朽化対策の推進について

上田市の水道事業は、給水開始から100年が経過し、施設や管路の経年劣化が進行している。水道水の安定供給のために、計画的な老朽化対策を進めるとともに、適切な点検・補修による施設の延命化を図りながら、施設の更新時には施設のダウンサイジング等も検討されたい。

また、これまでの上田市は投資が少なく、企業債を抑えられた半面、施設や管路の耐震化率が全国的に見ても低い状況である。経営形態（単独、広域化）に関わらず、企業債残高への配慮は必要であるが、有利な国庫補助や企業債などを活用した積極的な投資により、確実に耐震化が図られるよう計画的に事業を進められたい。

(4) 水道事業の広域化について

人口減少社会を迎え、広域化の推進は、水道事業の基盤強化、経営の健全化に有効な施策の一つであることは理解するところである。

一方で、市民の中には、広域化により組織が大きくなることで、目が行き届かなくなることを懸念する声もある。特に、リスク対策やサービス水準の維持は、市民生活への影響が大きいいため、デメリットとその対応策についても十分に検討され、判断されたい。

なお、上田長野地域水道事業広域化協議会及び上田市からは経営上のメリットが生じる財政シミュレーションが示されているが、広域化を判断する上では、構成団体における一般会計からの出資金の負担割合等の明確化が必要である。

また、補助金等の活用は有効と考えるが、物価や労務費の高騰により、今後ますます事業費が増大することを念頭に置き、長期的な視点から十分精査、検討したうえで施設整備等の計画を策定されたい。

3 附帯意見

(1) 水道事業の広域化について

仮に水道事業の広域化を進める場合は、以下の項目についても十分に留意されたい。

ア 水道料金は、安全・安心な水の供給や施設の維持・更新のために必要不可欠な財源であることから、広域化を検討中ではあるが、本審議会では上田市の料金改定を答申した経緯がある。広域化を進める場合も、将来世代との公平性を図り負担を先送りさせないため、速やかな料金統一と国の示す資産維持費を考慮した的確な料金改定を行うことを前提とされたい。

イ これまで上田市では、経営の合理化を図るため上下水道一体で事業運営してきたことから、下水道も含め広域化を検討することが望ましい。広域化により下水道事業が分離される場合も、業務効率の低下を最小限とするよう調整するとともに、経費削減効果を見極めながら、将来的には上下一体での事業経営も検討されたい。

ウ 上小地域の中心市としての上田市の役割と責任を踏まえ、上田・長野間の水道事業広域化を進める場合も、周辺市町村の考えもよく聞き、将来的な広域連携を見据えて検討を進められたい。

(2) その他

ア 人口減少を踏まえた将来的な課題解決に向け、DX化の推進は不可欠である。各種手続きのオンライン化、工事の省力化・効率化など、働き方改革や業務改革につながるDX化を推進し、人口減少社会においても質の高いサービスの維持に努められたい。

イ 大規模自然災害のみならず、日常起こりうる断水等に対しても、早期対応により市民生活及び企業活動に支障をきたさないよう人材育成を含め体制を整備するとともに、周辺の事業者との連携強化に努められたい。

4 要望事項

(1) 上田市内には良質な湧水が多数ある。湧水等の権利は土地所有者が有しているが、慣行水利権としての歴史的背景を踏まえ、地元関係者の意向等を十分尊重し、行政としても水道水源を将来にわたり守り続けることを要望する。

- (2) 持続可能な水道事業の運営には、地元の水道工事業者の存在は欠かせないものである。民間事業者も人材不足に悩む状況であることから、地元業者の確保、育成が積極的に図られるよう取り組まれない。
- (3) 現在、県営水道が給水している塩田地域及び仁古田、小泉地区の中には、かねてより染屋浄水場からの給水を望む市民の声がある。市民の要望に応えられるようその実現に向け様々な手段を検討されたい。
- (4) 持続可能な水道事業を運営するうえで、市民・事業者への広報・広聴の取り組みは大変重要である。特に広域化の協議内容については、適時市民への丁寧な説明に努め、広く周知を図られたい。

審 議 の 経 過

本審議会は、上田市上下水道審議会条例の規定に基づき、令和5年4月1日に設置され、第4回目の審議会で上田市長から「上田市水道事業の今後のあり方」についての諮問があった。以降、上下水道料金の改定について審議するため、一時審議を中断したが、12回にわたり提示された資料をもとに活発な協議を重ねながら、慎重に審議を行った。

第8期上下水道審議会（諮問事項に係る審議部分）

回	開催日	内 容
第4回	令和5年11月29日	諮問 諮問事項について
第5回	令和6年1月31日	諮問事項に係る意見・質問に対する回答について 水道事業に関するアンケート調査の報告
第6回	令和6年4月22日	諮問事項に係る意見・質問に対する回答について
第7回	令和6年5月23日	諮問事項に係る意見・質問に対する回答について
第10回	令和6年11月12日	上田長野地域水道事業広域化に関する検討報告 市単独での事業経営継続の可能性の検証について
第11回	令和6年12月13日	諮問事項に係る意見・質問に対する回答について 市民意見に対する市の見解について
第12回	令和7年1月24日	市民説明会の状況について 諮問事項に係る意見・質問に対する回答について
第13回	令和7年2月17日	諮問事項に係る意見・質問に対する回答について 課題の整理について
第14回	令和7年3月13日	課題の整理について
第15回	令和7年4月8日	課題の整理について
第16回	令和7年4月24日	答申案作成に向けた検討について
第17回	令和7年5月23日	答申（案）について
答 申	令和7年6月13日	上田市長への答申

(別添2)

令和7年9月定例会 水道事業広域化調査研究特別委員会委員長報告

30番 市川 和彦でございます。

私から、水道事業広域化調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、県及び3市1町で検討している上田長野地域水道事業広域化について、調査・研究を行うため、令和4年9月に設置されました。

水道事業は、将来的に人口減少による料金収入の大幅な減少、水道事業を支える人材不足、施設の老朽化に伴い維持管理及び更新に膨大な費用が見込まれることなど、多くの深刻な課題を抱えているところですが、これらの課題を解決するための有効な方策の一つとして、水道事業の広域化が検討されています。

本委員会では、上田長野地域水道事業広域化協議会が作成した上田長野地域水道事業広域化基本計画(案)を重点的に調査・研究するとともに、先進地への行政視察を実施しました。

この協議会では、基本計画の年度内の合意を目指し、鋭意協議を進めているとのことですが、本委員会では、上田長野地域の水道事業が共通して抱える課題について調査・研究を重ねる中で、これらの課題を解決するためには、引き続き協議会の構成団体が連携し、事業統合による水道事業広域化の検討をさらに進める必要があるという結論に達しました。

その理由として、事業統合により水道事業広域化をすることで、施設整備の共同化による基盤強化、業務の共同化による効率化、コスト削減、危機管理体制の強化、料金の収納方法の拡大による市民サービスの向上などが考えられるとともに、水道事業広域化をした場合の財政シミュレーションでは、国庫補助の活用などにより、全ての事業体で水道料金の値上げを抑制できるとの結果が示されました。

さらに、水道事業広域化を行った先進地への行政視察では、施設のダウンサイジングや施設整備に要する事業費が適切に確保され、安定した給水事業が実施されていることを確認しました。

一方で、水道事業広域化の検討を進めるためには、施設整備計画や構成団体ごとの財源負担の割合などを明確にする必要があり、協議会ではこれらを重要協議事項と位置づ

け、優先的に協議、検討を行うこととしていますが、この重要協議事項以外にも課題や協議、検討すべき事項が多数あります。

そこで、水道事業広域化の検討をさらに進めるに当たり、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について4点申し上げます。

1点目は、地域住民への説明及び意見聴取についてであります。

本市では、水道事業広域化に関するリーフレットの全戸配布、住民説明会や関係団体等への説明会を開催し、説明及び意見聴取に取り組んだとのことですが、水道は、生活に欠かすことのできない重要なライフラインの一つであり、地域住民への影響も大きいことから、水道事業広域化を検討していることを確実に周知するとともに、引き続き多くの方から意見聴取を行うことが必要となります。

そこで、ながの水だよりを活用するなど、継続して丁寧な説明をするとともに、いただいた御意見は、今後の検討の参考とするよう要望いたしました。

2点目は、地域事業者の受注機会の確保についてであります。

事業統合による水道事業広域化をした場合、工事や薬品・資材等をまとめて発注することができるようになり、発注業務の軽減と大量発注による費用の抑制が期待されます。

一方で、災害時や水道管の破裂といった緊急時の対応には、それぞれの地域の実情をよく知る事業者の存在が不可欠であり、こういった地域事業者が事業を継続できるよう、受注機会を確保する必要があります。

そこで、入札の公平性及び競争性を保ちつつ、地域事業者の受注機会の確保ができる入札制度を検討するよう要望いたしました。

3点目は、施設整備計画についてであります。

現在検討している施設整備計画では、市・町を越えた管路・施設の広域ネットワーク化によりバックアップ可能な水道システムを構築し、広域化によるスケールメリットを生かした施設の統廃合やダウンサイジングによる投資の抑制及び維持管理コストの削減を図るとともに、基幹となる水道施設や重要施設への管路の更新及び耐震化を優先的に進めることとしています。

しかし、近年の人手不足や建設コストの上昇を踏まえると、施設整備計画の内容を改めて精査する必要があります。

そこで、施設整備計画の策定に当たっては、それぞれの構成団体が保有する施設の状況や危機管理体制を十分に踏まえ、上田長野地域全体にとって最適な計画となるよう要望いたしました。

4点目は、構成団体ごとの財源負担についてであります。

施設整備に係るそれぞれの構成団体からの出資割合などについては、協議会において重要協議事項として協議、検討が進められていくとのことですが、今後の検討を進める上でも、考え方やルールを明確にすることが求められてきます。

こうした状況を踏まえ、構成団体ごとの財源負担については、地域間で不公平にならないよう住民目線で納得できる方針をできる限り早急に示すことを要望いたしました。

最後に、今後の水道事業は、これまで築き上げてきた水道施設の更新時期を迎えようとしていることや人口減少に伴う収益の減少、技術職員の不足といった厳しい運営が見込まれています。

また、全国的にも水道管の老朽化が原因とみられる事故が発生するなど、多岐にわたる課題を抱えており、今まさに大きな転換期を迎えようとしていることから、先人から受け継いだ安心・安全な水道を将来の世代に引き継いでいくためにも、水道事業広域化の検討を進める必要があります。

そこで、水道事業広域化の検討をさらに進めるに当たっては、協議会として上田長野地域のそれぞれの住民の声をよく聴き、構成団体間の十分な連携の下、丁寧な協議を進め、今後予定されている基本計画の合意について、適切に判断するよう要望いたします。

以上で、報告を終わります。



今後のスケジュール (案)

7年度

8年度～

協議会

基本計画
協議・合意

事業計画 (案) の検討

重要協議事項の協議・調整

協議会

事業計画(案)
協議

議会

事業計画(案)等
説明・報告

住民
説明

議会

事業計画(案)等
説明・報告
(住民意見・重要協議事項
反映)

協議会

事業計画
協議・合意

議会

企業団設立に関する
議決

企業団
設立

企業団議会 議決
(条例・予算など)

企業団
事業開始

基本計画では、基本計画合意から2～3年後を目途として設立と規定

・基本計画

基本的方針や事項をまとめ、今後更なる検討を進める上で指針とするもの

・重要協議事項

事業計画(案)の合意、住民や議会の理解を得るために、優先的に協議・検討を行う事項

・事業計画(案)

住民や議会からのご意見に応え、組織や職員、業務運営、施設整備、財政運営など具体的な事業内容を定めることを想定

(該当箇所の抜粋)



(組織)

第6条 協議会は、構成団体の長又は構成団体の長が指定した者で別表1の職にある者をもって組織する。

2 協議会に会長、副会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名 3名
- (3) 委員 3名 1名

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、別表1の職にある者から互選により定める。

(2項以下 略)

(委員)

第8条 委員は、会長又は副会長を除く、別表1の職にある者を充てる。

(2項 略)

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員副会長及び委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(3項以下 略)

別表1 (第6条、7条及び8条関係)

構成員

団体	役職
(1) 長野市	市長
(2) 上田市	市長
(3) 千曲市	市長
(4) 坂城町	町長
(5) 長野県	公営企業管理者

上田長野地域水道事業広域化協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「上田長野地域」という。）における水道事業の統合を目指し、広域水道企業団（以下「企業団」という。）の設立に向けた検討、協議を行うものとする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は上田長野地域水道事業広域化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の構成団体)

第3条 協議会は、長野市、上田市、千曲市、坂城町及び長野県（以下「構成団体」という。）で構成する。

(協議会の所掌する事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 企業団の設立準備、組織運営に関すること
- (2) 企業団の事業計画に関すること
- (3) 上田長野地域全域の水道事業の統合等に向けた広報及び広聴に関すること
- (4) 下水道事業との連携に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業団設立及び企業団が経営する水道事業等に関し必要な事項

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、長野県上田市天神1丁目8番1号上田駅前ビル「パレオ」に置く。

(組織)

第6条 協議会は、構成団体の長又は構成団体の長が指定した者で別表1の職にある者をもって組織する。

2 協議会に会長、副会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 委員 1名

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、別表1の職にある者から互選により定める。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、会長又は副会長を除く、別表1の職にある者を充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 副会長及び委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

- 3 会議は、全員が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは、有識者等に出席を求めて意見を聴くことができる。
- 6 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは、別表2の職にある者に対して、オブザーバーとして協議会に出席させ、説明等を求めることができる。
- 7 会議は、原則として、公開により行うものとする。
- 8 会議の議事そのほか会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会)

- 第10条 協議会が指示する事項及び協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、構成団体における指定の職の者で別表3の職にある者をもって充てる。
 - 3 幹事会に幹事長を置く。
 - 4 幹事長は、幹事の中から互選により定める。
 - 5 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、予め幹事長が指名した者が幹事長の職務を代理する。
 - 6 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

(事務局)

- 第11条 協議会及び幹事会等の運営及び調整を円滑に遂行するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(運営会議)

- 第12条 構成団体間の情報共有及び事務局の円滑な事務遂行のため、事務局において定期的に運営会議を開くものとし、構成団体は、運営会議を通じて必要なサポートを行うものとする。
- 2 運営会議に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

- 第13条 第4条1項の各号に掲げる事項を専門的に協議し又は調整するため、事務局に専門部会を置く。
- 2 専門部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担方法)

- 第14条 第4条の事務の執行に要する経費は、構成団体が負担する。
- 2 前項の規定により構成団体が負担すべき額は、協定により定める。

(脱退)

- 第15条 構成団体が協議会から脱退する場合は、協議会の同意を得た上で、脱退することができる。
- 2 前項の規定により協議会を脱退する場合は、当該構成団体が既に支出した負担金を返還しない。

(その他)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年11月4日から施行する。

別表1（第6条、7条及び8条関係）

構成員

団体	役職
(1) 長野市	市長
(2) 上田市	市長
(3) 千曲市	市長
(4) 坂城町	町長
(5) 長野県	公営企業管理者

別表2（第9条関係）

オブザーバー

団体	役職
(1) 長野県	環境部水道・生活排水課長

別表3（第10条関係）

幹事会

団体	役職
(1) 長野市	上下水道事業管理者、上下水道局長
(2) 上田市	上下水道局長
(3) 千曲市	建設部長
(4) 坂城町	建設課長
(5) 長野県	公営企業管理者